

東海村指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1. 目的

改正気候変動適応法第21条に基づく、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の指定により、人の命と健康を守り、重大な健康被害を防止することを目的とする。

2. クーリングシェルター開放時の実施内容

熱中症特別警戒情報の発表時において、村民及びその他の者（以下、「村民等」という。）が休息できる場所として、施設管理者は以下の内容を実施する。

- (1) 施設の利用の有無に拘らず、暑さから避難する村民等が適切に休息できる空間を開放する。
- (2) 開放期間中は、施設の出入り口等の見やすい場所へ、クーリングシェルターの案内を掲示する。
- (3) 冷房の適切な管理を行う。
- (4) 椅子やソファ（既設のもので可）などを設置する。

3. 募集施設

施設の指定においては、次の要件を満たす施設とする。

- (1) 村内の民間施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有していること。
- (3) 必要かつ適切な空間を確保できること。（施設の大きさではなく、一度に受け入れることが可能であると見込まれる人数が、10人であれば10人、5人であれば5人が、施設の状況に応じて、同時に適切に空間が確保されること。）
- (4) 受入人数分の避難者が休息できる椅子等が設置されており、休息ができる環境が整っていること。
- (5) 熱中症予防のための飲食が可能であること。
- (6) 電気使用料等、クーリングシェルター開放に伴う必要な経費の負担は、施設管理者となることに承諾できること。

4. 応募方法

- ①東海村クーリングシェルター応募用紙
 - ②別図（開放する場所の位置が確認できる平面図）
- 上記を持参，ファックス，メールまたは郵送で提出

5. 応募先

東海村村民生活部 環境政策課 環境計画・緑化推進担当

住所：東海村東海三丁目7番1号

FAX：029-282-7944

E-mail：kankyou@vill.tokai.ibaraki.jp

6. 応募期間

随時

7. 指定までの流れ

①応募書類の受理・審査

②協定の締結

③指定の公表・施設の開放

※応募内容等により指定できない場合あり

8. 協定の解除

協定及び指定を解除する場合は、当該期間の満了の1か月前までに解除の旨を申し出ること。申し出がない場合は、同一の条件で継続されているものとみなす。